

# 第四次宇多津町 行政改革大綱

「住民目線による地宝創出を目指して」

【平成25年度～平成29年度】



宇多津町

## 目 次

1	行政改革の基本とする考え方	1
	(1) 行政改革の必要性	1
	(2) 社会経済情勢の変化	2
	(3) 行政改革大綱策定の趣旨	4
2	行政改革の基本理念・基本視点・基本方針	5
	(1) 行政改革の基本理念	5
	(2) 行政改革の基本視点	6
	(3) 行政改革の基本方針	7
	(4) 行政改革の推進項目（体系）	8
3	推進項目の大綱	9
	(1) 住民目線を重視した行政サービスの向上（「質」の追求）	9
	(2) 簡素で効率的・効果的な行政経営（「量」の追求）	11
4	行政改革の推進体制	13
	(1) 行政改革の推進体制と町民への公表	13
	(2) 行政改革大綱の推進期間	14

# 1 行政改革の基本とする考え方

## (1) 行政改革の必要性

本町では、平成15年度に、第三次宇多津町行政改革大綱と実施計画を定め、～変えます。「職員の意識、職場の風土」～のテーマのもとに、人と組織の改革をはじめ、事務事業の改革等、高度化・多様化しつつある住民ニーズに対応した行政改革を進めてきたところです。

しかしながら、国・地方自治体とも財政は危機的状況にあり、本町が今後も各種の行政サービスを維持・向上していくためには、歳入の確保と見通しをもった行政コストの削減などより一層の財源の効率的・効果的な運用が必要です。

一方で、現代の大きな潮流となっている地方分権は、行政の権限を町民に身近な地方自治体にできるだけ移し、地域自らがその実情に応じた行政を展開できるように求めており、これからの地方自治体には、自らの責任と判断で進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行することができる行政能力が一層求められています。

また、権限の移譲や事務の移譲などにより、事務量の増加や専門性が要求され、地域の実情に即した行政サービスが展開できる体制の整備と人材の育成・確保が一層必要となっています。

さらに、今後は、このような国と地方自治体の関係に変化をもたらすと同時に、民間と行政の間においても、町民団体・NPO（非営利事業体）・企業等の民間の活力を公共分野に積極的に導入するなど民間との協働をより一層推進していくことが必要となっています。

こうした動向に的確に対応し、持続的な発展を遂げる宇多津町を築き上げていくためには、行政改革を不断に押し進め、自律（町民の参画と協働、経営手法の導入などによる行財政運営の仕組みの確立）したまちづくりを進めていかなければなりません。

・ **地方自治法**  
第1条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。  
第2条14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。  
15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

## (2) 社会経済情勢の変化

本町をめぐる社会・経済情勢の変化はめまぐるしいものがあり、今後のまちづくりにあたっては、時代の潮流を正しく認識し、変化に速やかに対応する行政改革を進めることが大切です。

### ① 地方分権の進展

地方分権が進展し、地方公共団体は自己決定・自己責任に基づく自立した行政経営が求められています。分権化の時代にあっては、地方公共団体は自らの責任と判断で地域の実情に合った政策を立案し、執行し、その結果についても責任を負わなければなりません。そして、この自治体能力の差が、そのまままちの差となって現れてきます。

### ② 少子高齢化の進行

近年、わが国の出生率は急激に低下しており、高齢化率は、平均寿命の伸長や低い出生率を反映して今後も上昇を続け、平成 27 年（2015 年）には、国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という本格的な高齢社会が到来するものと予測されています。

本町は、これまで堅調な住宅開発や事業所の立地に支えられ、人口増加率は県内において一番高く、年少人口比率、生産年齢人口比率も県内では高くなっています。一方、高齢者人口比率は低く、年齢構成の若いまちであるということが出来ます。

就業構造においては、第一次、第二次産業の比率が低く、第三次産業の比率が高いなど経済のソフト化・サービス化が進んでいます。

また、財政力指数は県内では高い位置にあり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率も県内でも低く、これまでは健全な財政運営がされてきました。

しかし、これまでの堅調な住宅開発や事業所の立地は近年その伸びを低くしており、以前のような人口増加は今後は望めないとともに少子高齢化が進むこととなります。

### ③ 町民ニーズの高度化・多様化

社会の成熟化も確実に進行し、人々の選好は、経済的な豊かさとともに、人と人のふれあいなど精神的な豊かさを味わうことのできる暮らしを重視する方向に変化してきています。こうした価値観の変化に伴い、町民ニーズもより一層高度化・多様化してきています。

### ④ 高度情報化社会の進展

インターネットなどの情報通信技術の急速な普及、情報処理技術の飛躍的な進歩に伴って、町民生活の中にもインターネットや携帯電話を活用した新しいコミュニケーションの手段が浸透してきています。

今後は、日常生活の中に情報ネットワーク社会が形成されてくると予想されることから、高度情報技術の利活用による住民サービスの向上が期待されています。

### ⑤ 今後の財政需要

本町の財政状況は、健全化判断比率などの財政指標においても健全性を保っているところですが、地方交付税や補助金などの依存財源が削減される傾向にあるうえに、現下の経済情勢の影響を受けて、町税を中心とする自主財源の確保が難しい状況になっています。

一方、歳出面では、義務的経費は引き続き増加傾向にあって、子育て支援対策、高齢化対策、地域経済対策などの本町が取り組むべき課題は多く、本町の財政を取り巻く状況は、将来にわたってまで楽観できるものではありません。

このような中にあっても、持続可能な財政構造を構築し、重点施策の着実な実施を担保するために、より一層の経費節減に努めていく必要があります。

### (3) 行政改革大綱策定の趣旨

宇多津町らしい“ゆとりある生活空間”の確保のためには、一方できめ細かな行政サービスの展開や効果的な基盤整備を進めるとともに、もう一方では、行政の効率化を旺盛に進めていく必要があります。

その方策として、“町民の参画と協働”、そして“経営手法の導入”という新たな視点での取り組みが上げられます。

“町民の参画と協働”とは、「行政と協働で築く町民主体のまちづくり」という基本理念に立ち、町民と行政が町の発展という共通の目標を持って、相互に補完しながらそれを実現していくという考え方です。

“経営手法の導入”とは、行政運営においても民間企業と同様に、スピード、顧客志向、目標志向、コスト意識を徹底していくという考え方であり、これらの基準を定期的に点検できるシステムを構築し、その点検に応じて適時、行政改革を図ることと考えます。

このような視点に基づき、一層の行政改革に取り組み、魅力あるまちづくりを進め、町民サービスの向上を図るとともに、地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立を図らなければなりません。

従って、本大綱は、職員の創意により策定し、町民の理解を得るとともに、町議会との連携を保ちながら、単なる歳出の削減や収支のバランスの均衡を図ることだけではなく、現代的な課題と多様化する町民ニーズに対応できる、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない質の高い行政サービスを提供することを目的とします。

## 2 行政改革の基本理念・基本視点・基本方針

### (1) 行政改革の基本理念

行政を取り巻く環境が急速に変化する中で、今後ますます増加する新たな行政課題や町民ニーズに対応するとともに、これまで築き上げてきた個々の行政サービスの水準を将来的にも維持し、「持続的に発展できるまちづくり」の実現を図るためには、更なる行政運営の改革が必要となります。

これまでの「管理重視の行政運営」では、法令の遵守や事業執行の手続き・プロセスが重視され、事務処理が適正に行われているかどうか重点が置かれてきました。

しかし、町民生活が複雑化・多様化する中で、行政サービスがどれだけ町民のニーズを反映したものになっているかが重要となり、提供された行政サービスによって、町民の満足度がどの程度向上したかが成果として求められるようになってきています。

コスト削減、人員削減、無駄の削減などを主眼としたこれまでの量的な行政改革は、行政運営のスリム化に一定の成果を挙げてきましたが、今後は更に行政を経営するという視点に立ち、限られた人や予算などの経営資源を有機的に結びつけ、迅速性、的確性、効率性、実効性、住民目線の確立を追求し、町民が満足する行政サービスをより良く、より効率的に提供できる質的な行政改革も併せて行う「地域経営型の行政運営」への転換が必要です。

以上のような観点から、本町の行政改革の基本理念を次のように定めます。

**「管理重視の行政運営」から「地域経営型の行政運営」へ**

～量から質を重視する持続的発展の基礎づくり～

## (2) 行政改革の基本視点

改革の推進にあたっては、町民本位・町民満足の視点に立ったサービスと、これを継続的に提供できる効率的な行政システムの構築を進めるため、次の4つの視点から「地域経営型行政運営」の実現に取り組みます。

### ① 町民志向

高齢化の進展や環境問題に対する意識の高まりなどにより、ますます複雑化・多様化する町民ニーズを的確に把握し、顧客である町民のニーズに応えられるサービスを提供して、町民満足度の向上を目指す行政運営を進めます。

### ② 適切な役割分担と連携

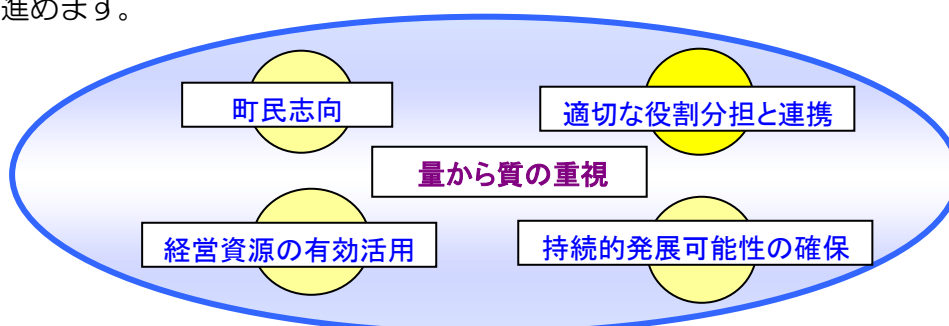
町民との協働によるまちづくり、民間企業や民間団体による適正な行政サービスの提供などを通じて、「新しい公共」の創出を図り、町民・民間との適切な役割分担と相互の連携による行政運営を進めます。

### ③ 経営資源の有効活用

職員が能力を発揮し、主体的・創造的に行政運営に取り組むとともに、各種公共施設などの有効活用、成果志向の予算編成と無駄のない執行、行政内部や行政と町民との情報共有など、地域経営型行政運営の資源を有効に活用して、機能的な行政運営を進めます。

### ④ 持続的発展可能性の確保

安心できる町民生活と地域の発展のため、健全な財政運営の維持、次代を担う職員の育成など、長期的な視点に立った安定性と持続可能性を確保した行政運営を進めます。





### (3) 行政改革の基本方針

先述の4つの視点を踏まえ、次の2つを基本となる方針とします。

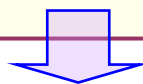
#### 1. 住民目線を重視した行政サービスの向上（「質」の追求）

住民の目線による質の高い行政サービスを提供するために、新しい公共経営の考え方をもとに、成果を重視した行政運営や目標管理手法などの民間の経営手法を積極的に取り入れ、前例や慣習にとらわれない柔軟かつ戦略的な行政経営を推進し、行政サービスの質の向上を図ります。



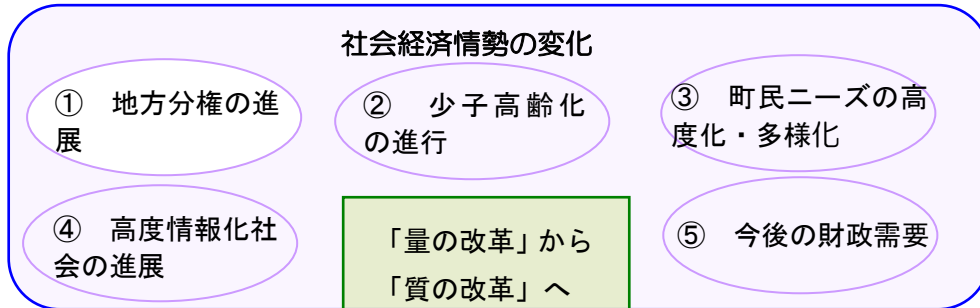
#### 2. 簡素で効率的・効果的な行政経営（「量」の追求）

行政改革における「最少の経費で最大の効果を挙げる」という原則を堅持するとともに、多様化する町民ニーズへの対応や厳しい財政環境などに的確に対処していくため、簡素で効率的・効果的な行政経営をより一層推進します。

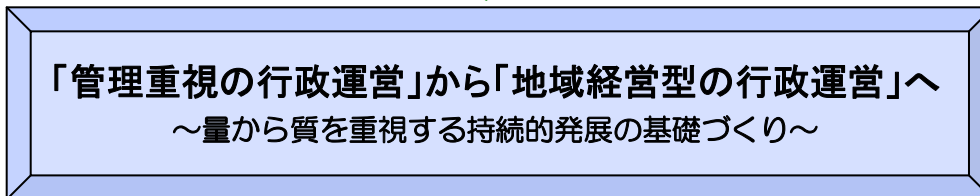


～量から質を重視する持続的発展の基礎づくり～

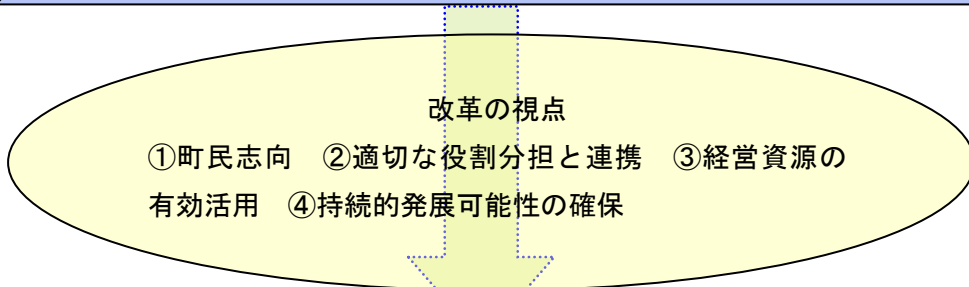
(4) 行政改革の推進項目 (体系)



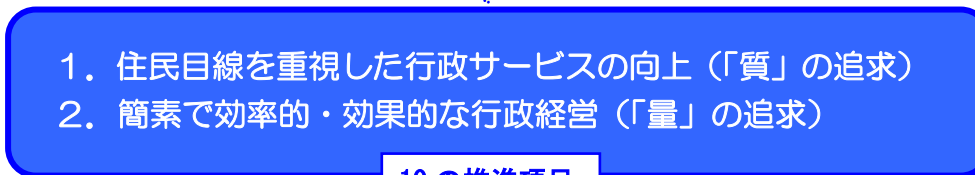
基本理念



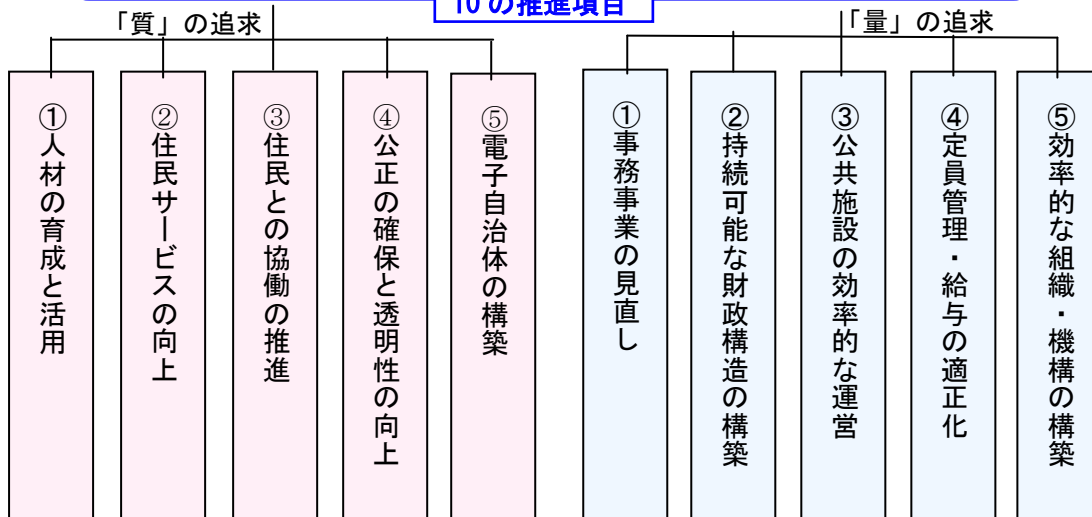
改革の視点



基本方針



10の推進項目



### 3 推進項目の大綱

#### (1) 住民目線を重視した行政サービスの向上（「質」の追求）

##### ① 人材の育成と活用

複雑化・多様化する住民ニーズに的確に対応するため、職員の更なる資質の向上と住民目線による意識改革を図るとともに、目的意識を持って職務を遂行し、組織の中で能力を最大限発揮できるような環境づくりを推進します。

また、職員のやる気を促し意欲を高めるために、人材育成基本方針のもと、今まで以上に能力や実績を適正に評価できる人事考課制度及び研修制度の運用により人材育成の強化を図ります。

さらに、再任用職員や任期付職員、民間における優れた専門的知識や経験を活かした人材の活用を図り、行政の施策能力の向上のための取り組みを推進します。

加えて、グローバル化や定数の抑制等から、職務をとりまく状況が厳しさを増す中、職員の健康問題はかつての内科・外科的な疾病問題から精神的疾患の問題が大きな割合を示すようになっており、このような状況の中で、メンタルヘルスの対策を重視し、職員の活力や職務へのポジティブなかかわりを高めることにつながります。

##### ② 住民サービスの向上

住民の求める豊かさが多様化する中で、従来の一方的、画一的なサービスの提供だけでは、将来にわたり住民満足度の向上を図っていくことは困難です。

住民ニーズに迅速かつ的確に対応できる体制の整備やサービス水準の向上、事務処理の迅速化、インターネットを利用した各種申請・届出などの行政手続きができる環境の整備、町民生活に関連の深い窓口サービスにおける総合窓口の設置など利便性の向上に取り組み、住民満足度の高いサービスの提供を目指します。

##### ③ 住民との協働の推進

社会情勢が急速に変化し、住民の求める豊かさが多様化する中で、町民一人ひとりの満足度が高いまちをつくるためには、町民と行政が一体となってまちづくりを進めることが求められます。

町民と行政が共通認識をもって相互の連携を図り、ともにまちづくりを担う協働型社会の実現を目指し、事務・事業について可能なものから協働体制の構築に

よる実施に努めます。

#### ④ 公正の確保と透明性の向上

行政が保有するさまざまな情報の提供にあたっては、町民の利用しやすい方法で、積極的かつわかりやすい提供に努め、町民と行政の情報の共有化を推進します。

また、情報公開条例や個人情報保護条例、行政手続条例などの適正な運用と個人情報の適切な保護に努め、行財政運営の公正性、透明性、公開性の向上を図ります。

#### ⑤ 電子自治体の構築

既存のネットワーク基盤の有効利用を図りつつ、インターネットを利用した情報提供を充実させ、町民の利便性およびサービスの向上を図ります。

また、電子化・システム化の過程において構築された個別システムやデータベースについては、全体最適の視点から統合・整理し、効率的なシステムとするほか、更なる充実化を進め、電子自治体の構築を推進します。

## (2) 簡素で効率的・効果的な行政経営（「量」の追求）

### ① 事務事業の見直し

限られた経営資源の中で、複雑化・多様化する住民ニーズや新しい行政課題に的確かつ迅速に対応していくためには、環境の変化などを踏まえ、所期の目的に照らし効果の薄れてきた事業や、将来にわたり現行水準を維持することが困難な行政サービスなど、見直すべきものについては成果重視の視点から、現在実施している行政評価システムを、住民参加のもと、活用し、PDCA サイクルによる見直しを進めます。

### ② 持続可能な財政構造の構築

分権型社会に対応できる財政基盤を構築するため、補助金等の整理合理化、公共工事の効果的な執行、地方公営企業等の経営健全化などにより歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図ります。

また、景気の低迷などによる厳しい財政運営が予想される中、効率的な行政運営による歳出の適正な執行と併せて、自主財源をより安定的に確保するため、これまで町税などの収納率の向上や使用料・手数料の見直し、町有財産の有効活用などに取り組んできたところですが、引き続き積極的な取り組みを行います。

さらに、今後、財政運営の厳しさが増すことが予想されることから、企業誘致をはじめ、工夫を凝らして新たな自主財源などの確保に努めます。

### ③ 公共施設の効率的な運営

公共施設については、地域の特性やバランスに配慮するとともに、財政状況などを考慮しながら、適正な配置と整備と活用促進を図ることを基本とします。

新たな公共施設の整備にあたっては、住民ニーズを的確に把握し、既存施設との機能分担、事業の効果や効率性、必要性などを総合的に勘案したうえで整備を推進します。

老朽化した施設については、住民の安全性・利便性を考慮し、適切なサービスが提供できるよう、必要に応じて再整備・長寿命化を検討していきます。

既存の公共施設については、時代の変化や住民ニーズを的確に捉え、サービスの低下を招かないよう配慮しながら、施設の連携強化や機能分担・転換による利活用と効率的な管理運営に努めます。

#### ④ 定員管理・給与の適正化

限られた経営資源を効果的に再配分するためには、内部管理経費の縮減が重要であり、このうち特に大きな割合を占める人件費の抑制は大切です。このため、事務事業の統廃合や協働、民間委託などを積極的に進めるとともに、再任用職員や臨時職員などの有効活用を図り、総職員数抑制を基本とした定員管理を進めます。

職員給与については、引き続き国に準じた給与制度全般にわたる点検を行い、勤務実績の給与への反映など、時代の要請にふさわしい新たな給与制度の構築と運用の適正化を図るとともに、給与などに関する情報もわかりやすく公開します。

#### ⑤ 効率的な組織・機構の構築

複雑・多様化する住民ニーズや新しい行政課題に的確かつ迅速に対応していくため、簡素で合理的な組織・機構を目指します。

また、政策形成機能や総合調整機能の充実強化など、部門間の有機的な連携を図り、新たな行政需要にも迅速かつ効率的に対応できる横断的取組体制を強化します。

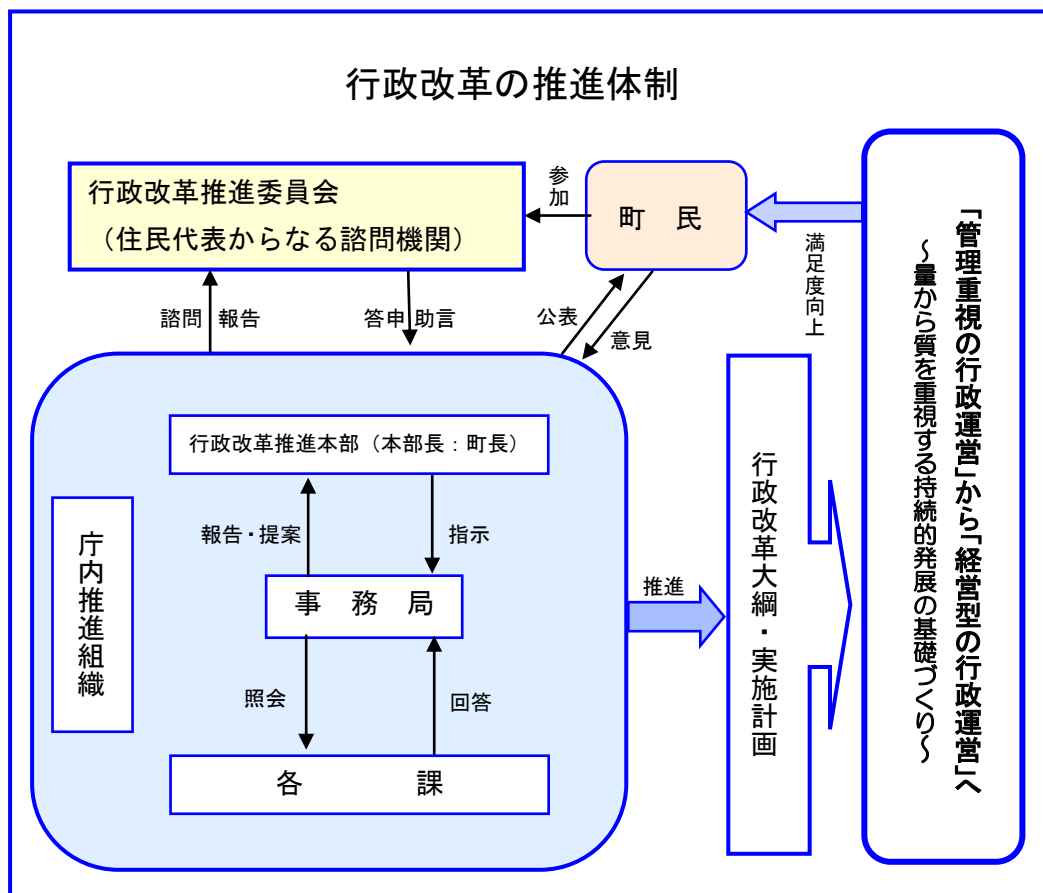
## 4 行政改革の推進体制

### (1) 行政改革の推進体制と町民への公表

行財政改革を積極的に推進するため、庁内に「宇多津町行政改革推進本部」を設置するとともに、町民及び学識経験者等で組織する「宇多津町行政改革推進委員会」の提言を受けていきます。また、推進にあたっては、「宇多津町行政改革推進委員会」の進捗状況の点検を受けるとともに、町議会との連携を図ります。

行財政改革の進捗状況は、広報紙やホームページを通じて公表し、町民の理解と協力を得ながら行政改革を推進します。

また、本大綱とその考え方に基づき、「実施計画」を別途策定し、具体性の確保とその着実な進捗に努めます。



## (2) 行政改革大綱の推進期間

この行政改革大綱は、平成25年度から実施し、平成29年度までに完成させるものとします。

